

日本国内で発行された私文書の認証および
UAE における公証手続きに関するガイド
(1)

(2022年3月)

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

ドバイ事務所

ビジネス展開支援課

本レポートの利用についての注意・免責事項

本レポートは、現地法律事務所 Amereller が 2022 年 3 月に作成し公開した英文レポートについて、日本語に仮訳したものを、許可を得た上でジェトロの HP に掲載したものです。その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成元の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本レポートにてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Amereller は、本レポートの記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Amereller が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本レポートに係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部

ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所

E-mail：info_dubai@jetro.go.jp



本レポート作成元：

Amereller

One at Business Bay, 14th Floor, P.O. Box

97706, Business Bay, Dubai, UAE

Tel: +971 4 332 9686

HP: <https://amereller.com/office/dubai>



日本国内で発行された私文書の認証および UAE における公証手続きに関するガイド（1）

1. はじめに

アラブ首長国連邦（以下「UAE」という）政府機関に提出する日本国内や外国で発行された私文書について、認証を受けることが求められることがあります。以下、日本国内で発行された私文書の認証および UAE における公証手続きについて説明します。

なお、本書は、上記の日付時点で有効な情報に基づいて作成されていますが、政府機関の手續や受理要件等は事前通知なく変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。

2. 公証と認証が必要な書類

日本企業が、UAE において以下の手續を行う際には、日本および UAE 両国における関係機関からの認証を受けた（1）企業の存在を証明する会社定款と登記簿謄本と、（2）委任状により選任される法的代表者（Legal Representative）が必須となります。

- UAE において会社や支店（現地法人）を設立して、現地法人の株式を取得する。
- 現地法人の株主として会社の職務執行権を有するマネジャー（Manager）などを選任・解任する。
- 現地法人の株主として、株主総会に参加し、株主総会の議決証明書や株主決定書を署名する。
- 現地法人の銀行口座を開設する。

また、現地法人のマネジャーは、弁護士や代理人を公式な役割として選任したり、一定の契約を締結したり、通知書を署名するため、UAE 公証役場に一定の書類をサインして公証する必要があります。

なお、日本国民は現地法人を設立したり、株式を取得したり、弁護士を選任する場合、法人格を持たない個人であっても UAE 公証役場にて、書類をサインして公証する資格があります。しかし、日本企業は必ず在日 UAE 大使館まで認証された委任状により選任された法的代表者を通じなければなりません。

3. 日本国内で発行された私文書の認証手續

現在、UAE は外国文書の認証を不要とする条約（通称「ハーグ条約」）に加盟していません。従って、公文書・私文書を問わず日本国内で発行された書類について、在日本 UAE 大使館の認証を受ける必要があります。

日本の公的機関が発行する公文書の場合は、日本国外務省が認証をします。日本国内で発行された私文書の場合は、日本国内にて公証役場、法務局および外務省による認証、加えて在日 UAE 大使館による認証を受けた後、UAE 国内にて UAE 外務省および法務省（アラビア語に翻訳された書類のみ）による認証手続きとなります。

① 書類の作成

書類を作成する場合には、以下の点にご留意ください。

- 認証を受ける文書が和文の場合にはその英訳と翻訳証明書を添付します。翻訳者に特別な資格は要求されておらず、日本語と英語を十分に理解する者であればよいとされています（添付 1 の翻訳者証明書の雛型をご参照ください）。
- 会社が発行する書類（委任状、議決証明書、誓約書、レターなど）は、必ず会社のレターヘッドをご使用ください。レターヘッドが使用されていない場合、認証を受けたとしても提出先の UAE 当局が真正な書類と認めず、受理を拒否される場合があります。
- UAE 側において、委任状等の署名者の権限が問われることはなく、社長のみならず部長や社員でも、日本の公証役場にて書類の署名が認証されていれば十分です。
- 一般的に、署名に加えて社印を捺印することによって、書類の信憑性が高まるとされています。
- 必ず片面印刷に設定し、裏側は白紙にて印刷する必要があります。
- 委任状の場合、委任する範囲を詳細に記載することが重要です。多くの政府機関は委任状を厳密に審査するので、かかる内容が明記されていない場合、書類の受理が拒否される場合があります。また、各政府機関による判断がそれぞれ異なることもあるため、フリーゾーン庁へ提出するための法人開設用委任状の雛型は、フリーゾーン外では利用できないことが多いことをご留意ください。
- 株主から会社の代表者への委任状には、復代理に関して明記する必要があります。

② 日本国公証役場による認証

公証役場にて対象となる書類について公証人から「ハーグ条約非加盟国」の私署証書認証（外国向け私文書の認証）を受けます。

③ 日本国法務局および日本国外務省による認証

公証人が認証した書類について、法務局にてその公証人の所属する（地方）法務局長による公証人押印証明を取得します。その後、外務省においてその法務局長の公印が間違いのないことの証明（公印確認）を受けます。

ただし、東京都内、神奈川県内、静岡県、愛知県および大阪府内の公証役場を利用する場合には、申請者からの要請があれば、公証人の認証、法務局の公証人押印証明および外務省

の公印確認を一度に取得できる「ワンストップ・サービス」が受けられます。かかるサービスを利用した場合には、法務局や外務省に出向く必要がなくなります。

④ 在日 UAE 大使館による認証

上記の認証を受けた書類を在日 UAE 大使館（総領事館）にて領事認証を受けます。

議決証明書および委任状の認証の場合、被委任者全員のパスポートの写しの提示が求められる場合があります。提示する際は、パスポートの写しを認証を受けたい書類にホチキス留めされないようご注意ください。

在日 UAE 大使館（総領事館）の住所と連絡先は、**東京都渋谷区南平台町 9 丁目 10**
（電話：03.5489.0804）になります。

本書の日付の時点で、新型コロナウイルス流行を受けて、事前予約制となっているため、上記電話もしくは FAX で事前に同館領事部にお問い合わせください。また、同館の開館時間は、平日午前 11 時から午後 4 時ですが、認証手続きは平日午前 11 時半から午後 0 時半の 1 時間のみとなっておりますため、お手続きの際はご注意ください。

上記コロナ渦における措置はいつでも変更される可能性がありますので、事前に直接大使館へご確認いただくことをお勧め致します。

認証手数料は、商用文書（定款、登記簿謄本、議決証明書、委任状など）は、1 通あたり 2,000 ディルハム、個人文書（戸籍謄本など）の認証手数料は、1 通あたり 150 ディルハムです。現金での支払いは受け付けておらず、カード決済（マスターカードもしくはビザカードのみ対応）でのお支払いとなります。

在日 UAE 大使館認証スタンプ（参考）



上図の認証を受けた原本を UAE に送付します。